

日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨差し控えQ&A

日本脳炎について

Q1 日本脳炎とは、どのような病気ですか？

A1 日本脳炎とは、日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経(脳や脊髄など)の疾患です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖された後、そのブタを刺したコガタアカイエカ(水田等に発生する蚊の一種)などがヒトを刺すことによって感染します。

東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。

Q2 日本脳炎の症状はどんなものですか？

A2 ウイルスを持つ蚊に刺されたあとも症状なく経過する(不顕性感染)場合がほとんど(過去には、100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されている)ですが、症状が出るものでは、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、神経系障害(脳の障害)を生じます。

症状が出る可能性は少ないのですが、症状が出た人のうち、約15%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や老人では死亡の危険は大きくなっています。

Q3 日本脳炎の患者数は、国内でどのくらい発生していますか？

A3 近年の患者の発生は年間数名で、おもに中高齢者となっています。

日本脳炎ワクチンについて

Q4 日本脳炎ワクチンとはどんなワクチンですか？

A4 現行の日本脳炎ワクチンは、日本脳炎ウイルスを感染させたマウス脳の中でウイルスを増殖させ、高度に精製し、ホルマリン等で不活化(毒性をなくすこと)したものです。

ワクチンの精製度は極めて高いのですが、極めて微量ながら脳組織成分が残存する可能性や、不純物が混入する可能性が完全に否定できるものではありません。一般的な副反応としては、発熱、注射部位の腫れや痛みがみられます。

また、きわめてまれに強いアレルギー反応がおこることがあります。

急性散在性脳脊髄炎(ADEM アデム)について

Q5 ADEM(アデム、急性散在性脳脊髄炎)とは、どのような病気ですか？

A5 ある種のウイルスの感染後あるいはワクチン接種後に、稀に発生する脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。

ステロイド剤などの治療により完全に回復する例が多く、良性の疾患とされていますが、

運動障害など神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。

麻疹(はしか)、水痘(みずぼうそう)、ムンプス(おたふくかぜ)、インフルエンザなどのウイルスやマイコプラズマなどの感染後にみられ、病原体感染の後におこることもあるといわれています。

ワクチン接種は毎年たくさんのお子におこなわれるので、ワクチン後にADEMがみられた場合は、ワクチン接種によるものとウイルスなどの病原体の感染によるもの、あるいは原因不明のものとの区別が困難です。

現在の日本脳炎ワクチンは、製造の過程で微量ながらマウスの脳組織成分が混入する可能性があり、この成分によってADEMが起こる可能性が否定できないとされています。

Q6 日本脳炎ワクチンを接種したことによるADEMの副反応は、どれくらいあるのですか？

A6 予防接種後にADEMがみられたとして、因果関係は明らかでないまま予防接種副反応報告に報告された例は平成6年度から現在までに21件みられます。

予防接種後にみられたADEMの患者さんで、予防接種法に基づく健康被害救済制度の認定を受けた方の数は、平成元年度から平成17年5月までで14件です。

今回の積極勧奨差し控え措置について

Q7 日本脳炎の予防接種を受けたのですが、ADEMにかかる心配はないのでしょうか？

A7 日本脳炎ワクチンの副反応としてのADEMは、70—200万回の接種に1回程度、きわめてまれに発生すると考えられています。万が一発症しても通常は軽快し、その後の再発はみられません。

予防接種によると考えられるADEMでは、通常、ワクチン接種後数日から2週間程度の間で発熱、頭痛、けいれん、運動障害等の症状があらわれます。症状が疑われる場合には、医療機関において医師の診察を受けてください。接種をうけても症状のない場合は、健康診断や検査を受ける必要はありません。

Q8 万が一、重い副反応が起こったら補償はありますか？ 予防接種が原因と特定されなければ補償されないのでしょうか？

A8 予防接種法に基づく予防接種により疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、被害者に対して予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等を行うこととなります。なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定したものに限りです。

Q9 新しい日本脳炎ワクチン(細胞培養ワクチン)ではADEMは発生しないのでしょうか？

A9 組織培養法によるワクチンとは、試験管内で培養したヒトや動物の組織・細胞でウイルスを増殖させるため、理論的には接種後のマウス脳成分による問題が起こる可能性はなくなります。

日本脳炎の予防接種はできるのですか

Q10 組織培養法による日本脳炎のワクチンが承認されるまで、日本脳炎の予防接種は受けられないのでしょうか？

A10 日本脳炎の流行地域へ渡航する者、蚊に刺されやすい環境にある者など、日本脳炎に感染するおそれが高い場合などで、本人又は保護者が特に希望する場合には、今回の措置と日本脳炎ワクチンの効果及副作用を医師から説明を受け、同意書に署名した上で現行の日本脳炎ワクチンの接種を受けることは差し支えありません。

Q11 今度の国の決定はどういうことですか？

A11 予防接種には、国がその接種を勧奨する定期予防接種と、被接種者が個人の防御のために医師と相談して接種を行なう任意の予防接種があります。

今回の国の決定は、現在の日本脳炎ワクチンとそれを接種した後の重症 ADEM 発生との因果関係があると判断が下されたことから、現時点ではより慎重を期するため、定期予防接種として現行の日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を行わないよう、各市町村に対し勧告を行ったものです。

Q12 今年接種する場合は、予防接種法から外れるのですか？

また今年接種を見合わせ、来年受ける場合に法律で決められた年齢でなくなった場合はどうなるのですか？

A12 一時的に勧奨を差し控えただけで、予防接種から外されたわけではありません。希望すれば、ワクチンの効果及び副作用について医師から説明を受け、同意書に署名し、予防接種法に基づく定期の予防接種として、いままでどおり接種できます。

なお、今回接種を見合わせることで来年度、定期の接種年齢を外れる場合には任意接種となります。

参考

1) 定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控え(勧告)平成17年5月30日付健発第0530001号

2) 日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨差し控えQ&A

厚生労働省健康局結核感染症課

3) 宮崎県日本脳炎Q&A

説明書

私は、予防接種対象者 _____ 様の日本脳炎予防接種に関して、目的、必要理由、効果、副反応（接種を差し控える旨の勧告を含む）について、保護者 _____ 様に対し、十分説明しました。

平成 年 月 日

説明者（市町村職員、医師）署名 _____

同意書

私はこの度、日本脳炎予防接種と ADEM（急性散在性脳脊髄炎）との因果関係が否定できないこと及び「定期の予防接種における日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて」との勧告が出されていることを十分理解し、また、日本脳炎予防接種により ADEM その他の副反応が発生する危険性があることを十分理解した上で、自らの判断で特に接種させることを希望します。

現住所 _____

予防接種対象者生年月日 年 月 日

保護者署名 _____（予防接種対象者との続柄： _____）